

2017

千葉県信用保証協会レポート

Chiba Credit Guarantee Report



中小企業のベストパートナー

千葉県信用保証協会

CHIBA
GUARANTEE

私たちは
創造性豊かな中小企業のよきパートナーとして
多様で活力ある成長と繁栄を
サポートします。

～千葉県信用保証協会～

Chiba Credit Guarantee Report

CONTENTS

ごあいさつ	2
信用保証協会の役割	3
千葉県信用保証協会の概要	4
個人情報保護宣言	5
信用保証のしくみ	7
コンプライアンス態勢	10
平成28年度決算	11
基本財産	15
信用保証の動向	16
平成28年度事業概況	17
経営支援・再生支援の取組み	22
平成28年度トピックス	26
平成28年度経営計画の評価	28
中期事業計画（平成27年度～29年度）	31
平成29年度経営計画	32
広報活動	33
平成29年度機構図	35
役員名簿	36
協会用語説明	37



ごあいさつ

会長 床並 道昭

関係機関の皆様方におかれましては、平素より千葉県信用保証協会の業務に格別のご高配を賜りまして心より厚くお礼申し上げます。

当協会では、業務内容・経営方針等をご理解いただき、より一層身近に感じていただくことを目的として、ディスクロージャー誌「CCGレポート」を作成しております。是非、ご一読いただきますようお願いいたします。

さて、平成28年度のがわが国の経済情勢は、政府による経済政策の効果により、雇用や所得環境について改善がみられ、全体としては緩やかな回復基調が継続しています。しかしながら、個人消費が低迷していることに加え、少子高齢化に伴う人手不足等の影響により中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあると認識しています。

このような中、当協会といたしましては、中小企業の皆様のひとつひとつの資金需要に親切かつ丁寧に向き合うことで、保証協会の本来の役割を発揮し、中小企業者、金融機関の皆様から見て、より利用していただきやすい存在になることが重要であると考えております。また、今般の信用保証協会法の改正により、「経営支援」が保証協会の新たな業務として加わることになりました。当協会は、今後更に創業支援、経営改善支援、事業承継支援などの取組みを強化し、金融機関や県内各自治体の皆様と連携しながら、中小企業者の方が抱える経営課題の解決に向けて積極的に取組んでまいります。

地方創生への取組みは重要であることから、平成28年度は県内市町村との連携による創業スクールの開催や、海外進出を目指す県内中小企業・小規模事業者の輸出をサポートすることを目的とし、「L/G輸出パック保証」を全国で初めて創設するなど、積極的に取り組んできたところであります。平成29年度においては更なる体制整備を図り、引き続き企業のライフステージに応じた資金ニーズへの対応およびきめ細やかな経営支援に取り組んでまいります。

中小企業・小規模事業者の皆様を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況ではあります。当協会は中小企業・小規模事業者の皆様の資金繰りの円滑化という社会的使命を果たすべく役員一丸となって取組む方針でございますので、引き続きご理解・ご協力をお願い申し上げます。

平成29年8月

信用保証協会の役割

信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、「公的な保証人」となって金融の円滑化を図ることを目的として設立された、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく認可法人です。

基本理念

私たちは
創造性豊かな中小企業のおきパートナーとして
多様で活力ある成長と繁栄を
サポートします。

～千葉県信用保証協会～

目的

中小企業者等のための信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。（定款第1条）

業務

信用保証協会は、目的を達成するために次の業務を行っています。

- ①中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- ②中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
- ③銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
- ④中小企業者が発行する社債（当該社債の発行が証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債を除く）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
- ⑤前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務

信用保証協会は、前に掲げる業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において次の業務を行っています。

- ①前項各号の債務の保証をするに当たり行う当該債務の保証に係る中小企業者が発行する新株予約権の引受け
- ②前項各号の債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に係る次に掲げる業務
 - イ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条第1項第1号から第3号までに掲げる債権（以下、「特定金銭債権」という）、特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権及び信用保証協会その他信用保証協会法施行令（昭和28年政令第271号）で定める者が特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権並びにこれらの債権に類し又は密接に関連するものとして同施行令で定めるものの譲受け
 - ロ イの規定により譲り受けた債権の管理（当該債権の管理のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を含む）
 - ハ イ及びロに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査並びに当該中小企業者に対する助言
- ③投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合が行う中小企業者に対する投資事業（過大な債務を負っている中小企業者の事業の再生を図るものに限る）に必要な資金の出資
- ④前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務

千葉県信用保証協会の概要



プロフィール

設立	昭和24年4月22日
基本財産	448億円
保証債務残高	1兆173億円
利用企業数	41,183企業
役員数	常勤役員6名、非常勤役員15名、職員152名
事務所	本店・松戸支店 (平成29年3月31日現在)

あゆみ

昭和24年 4月13日	社団法人千葉県信用保証協会の創立総会開催
昭和24年 4月22日	社団法人千葉県信用保証協会の設立許可（官房秘令第140号）
昭和24年 5月17日	社団法人千葉県信用保証協会の設立登記 所在地 千葉市吾妻町3丁目29番地 日本赤十字社千葉県支部内
昭和25年 3月18日	財団法人千葉県信用保証協会の設立許可（官房秘令第269号）
昭和25年 3月25日	財団法人千葉県信用保証協会の設立登記
昭和29年 9月 9日	信用保証協会法に基づく認可法人に組織変更（蔵銀第2315号）
昭和29年 9月30日	組織変更登記
昭和36年10月 9日	事務所移転 所在地 千葉市市場町2番地 千葉県自治会館内
昭和45年 4月 1日	事務所移転 所在地 千葉市千葉港4番2号 千葉県中小企業会館2階
昭和54年12月 1日	事務所増設 所在地 千葉市千葉港4番2号 千葉県中小企業指導情報センター2階
昭和60年10月 1日	東葛飾支所開設 所在地 松戸市本町7番地10 ちばぎん松戸ビル4階
平成 5年 5月12日	分室開設 所在地 千葉市中央区新田町36番15号 千葉テックビル7階
平成19年 9月25日	事務所移転（本所移転に伴い分室閉鎖統合） 所在地 千葉市中央区中央4丁目17番8号 千葉県自治会館内 事務所名称変更 本所は本店、東葛飾支所は松戸支店へ変更

個人情報保護宣言

当協会は信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受ける際に、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法律等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令・ガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示いたしません。

お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

請求の方法は所定の事項を記載した「保有個人データ開示等申請書」を当協会窓口に出すことができますが、その際に書類にてご本人の確認をさせていただきます。なお、「保有個人データ開示等申請書」は、当協会窓口を設置してある他、当協会ホームページからもダウンロードいただけます。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。

調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。

お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。

お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。

6.7の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)『開示等の請求等に応じる手続き等に関する事項』をご覧ください。

8. お問い合わせ窓口について

当協会は、お客様からの個人情報に関するご質問・ご照会・苦情等については適切かつ迅速に取り組みます。

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は下記の他、事業所一覧もしくは、事業所備え付けのパンフレットをご覧ください。

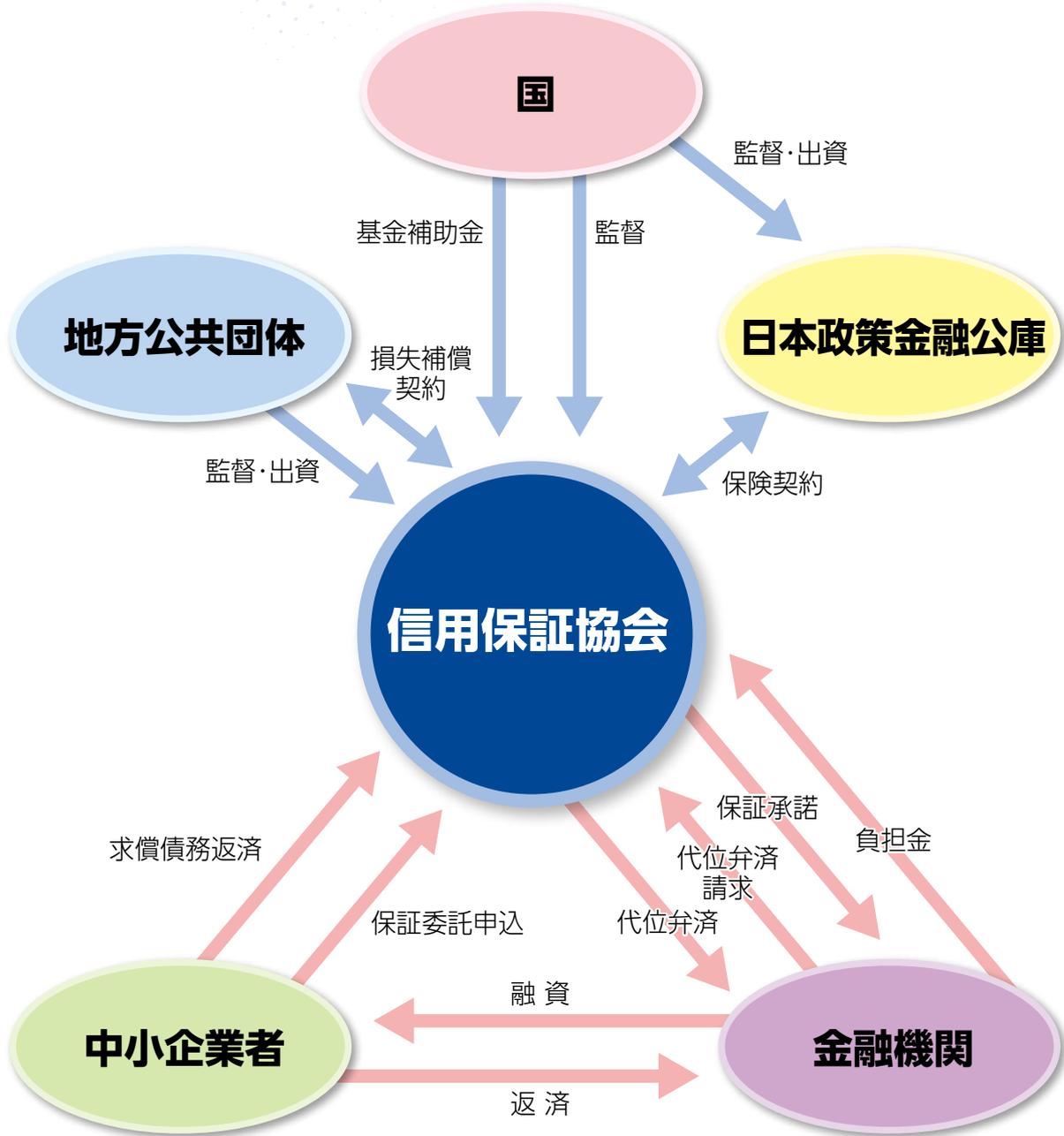
千葉県信用保証協会 検査室

【電話番号】 043-221-8183

【受付時間】 平日の午前9時～午後5時

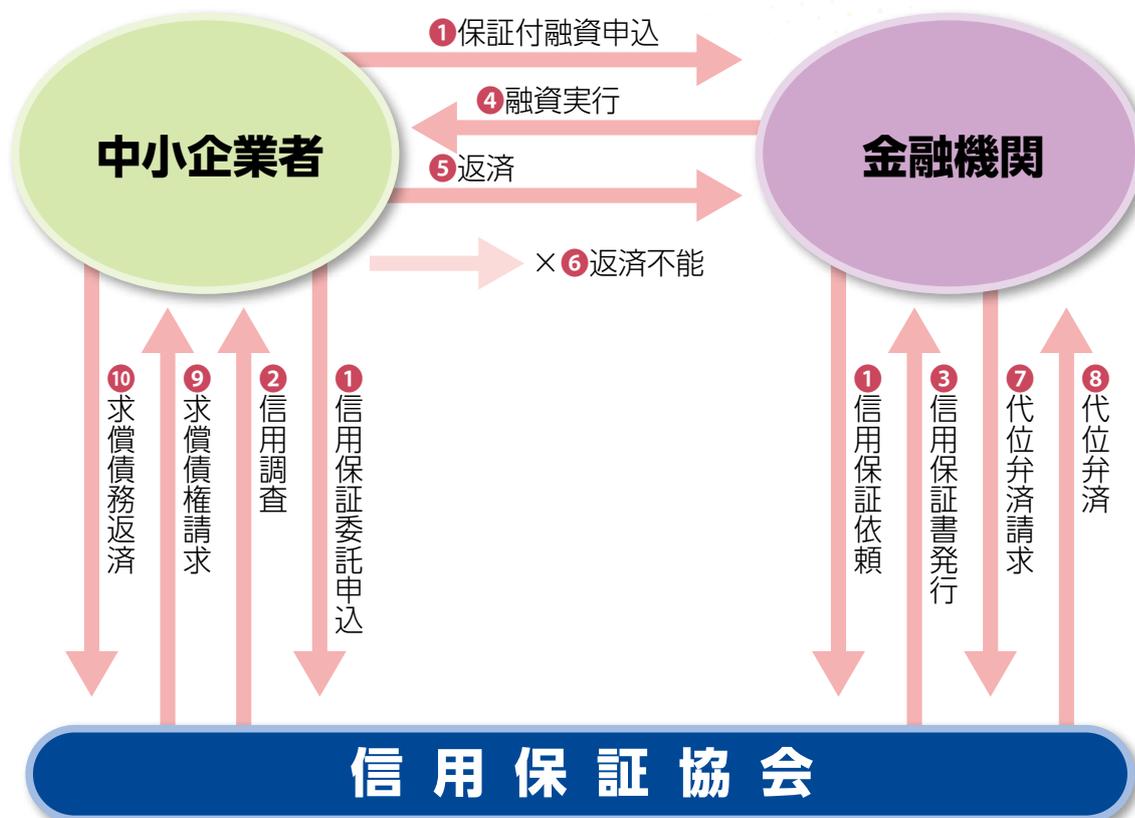
信用保証のしくみ

信用補完制度のしくみ



信用保証協会は、信用保証業務に伴う不測の事態に備えて十分な資金的裏づけを必要とします。このため、地方公共団体や金融機関等から出捐金、負担金を受けて運営の基礎としています。また、日本政策金融公庫からは信用保険によりバックアップを受けるとともに、地方公共団体からは一部損失補償による補填を受けています。信用保証協会は、この支払いを受けた保険金や損失補償金を受領後、代位弁済した中小企業者からの回収金を保険金や損失補償金の割合に応じて日本政策金融公庫や地方公共団体へ納付することになっています。このような信用保証・信用保険・損失補償を総称して信用補完制度と呼んでいます。

信用保証制度のしくみ

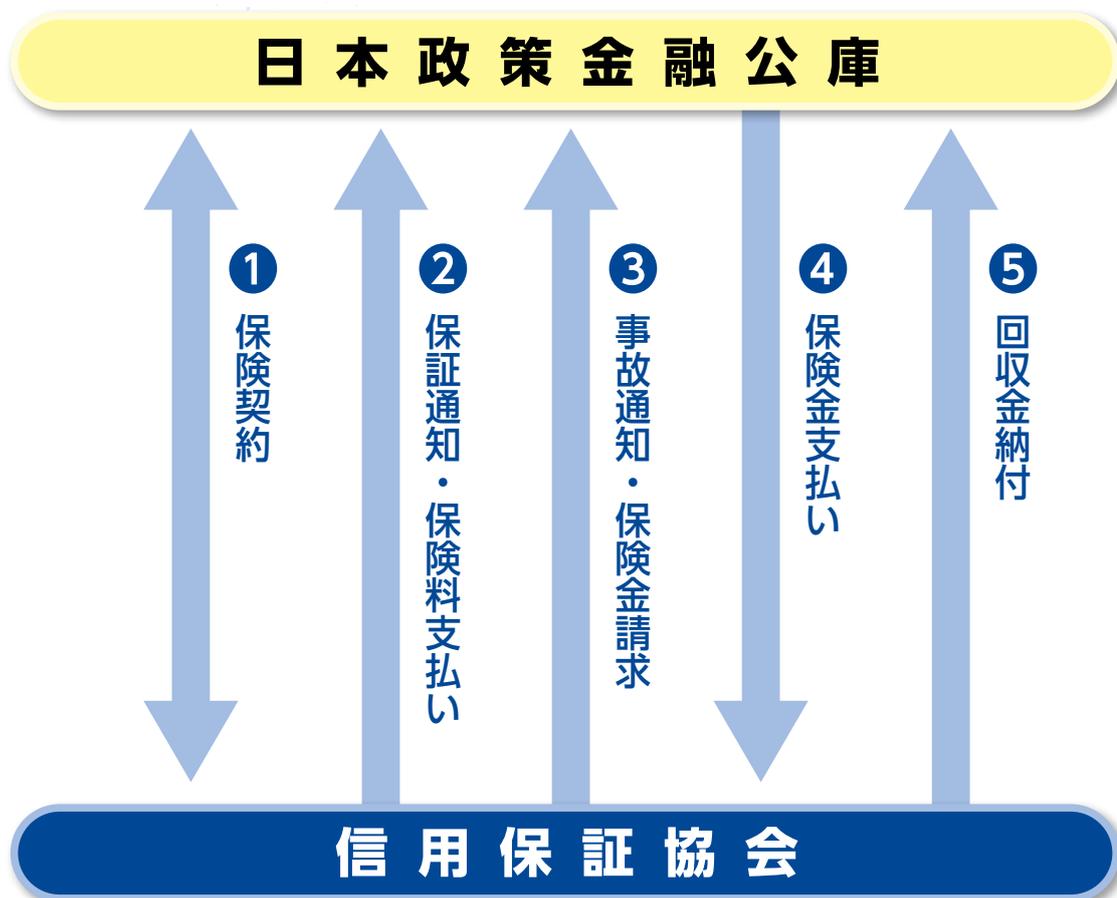


信用保証制度は、貸付の窓口である金融機関、利用者である中小企業者、保証人である保証協会の三者が基本となります。

- ①中小企業者は、保証協会に信用保証委託申込みをします。申込み方法としては、金融機関を経由して申込む方法と県・市町村・商工会議所・商工会・中小企業団体中央会等の申込受付機関を経由して申込む方法があります。
- ②保証協会は、申込中小企業者の信用調査を行います。
- ③保証協会が信用調査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- ④金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。このとき中小企業者には、所定の信用保証料を金融機関を経由して保証協会へ納めていただきます。
- ⑤中小企業者は、借入契約に従って金融機関に借入金を返済します。
- ⑥、⑦中小企業者が倒産等によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑧保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
- ⑨保証協会は、代位弁済によって取得した求償債権を中小企業者に請求します。
- ⑩中小企業者は、保証協会に対して求償債務を返済します。

信用保証のしくみ

信用保険制度のしくみ



信用保険制度とは、保証協会の信用保証業務を日本政策金融公庫が再保険する制度をいいます。

- ①保証協会が中小企業者のために金融機関に対して行う債務の保証について、原則としてすべて保険関係が成立する旨の契約を保証協会と日本政策金融公庫の間で締結します。
- ②保証協会が一定の要件を備えた信用保証を行ったときは、①の契約に基づいて日本政策金融公庫に対して保証通知を行うとともに信用保険料を支払います。
- ③保証協会が金融機関に対して代位弁済をしたときは、この事実を日本政策金融公庫に通知し、事故発生から一定期間を経過した後に保険金を請求します。
- ④日本政策金融公庫は、この請求に基づいて保険の種類ごとに定められた填補率（代位弁済額の元本部分の70%または80%または90%）により保険金を支払います。
- ⑤保証協会が保険金の受領後に求償債権を回収したときは、日本政策金融公庫に対して、填補率に応じて回収金を納付します。

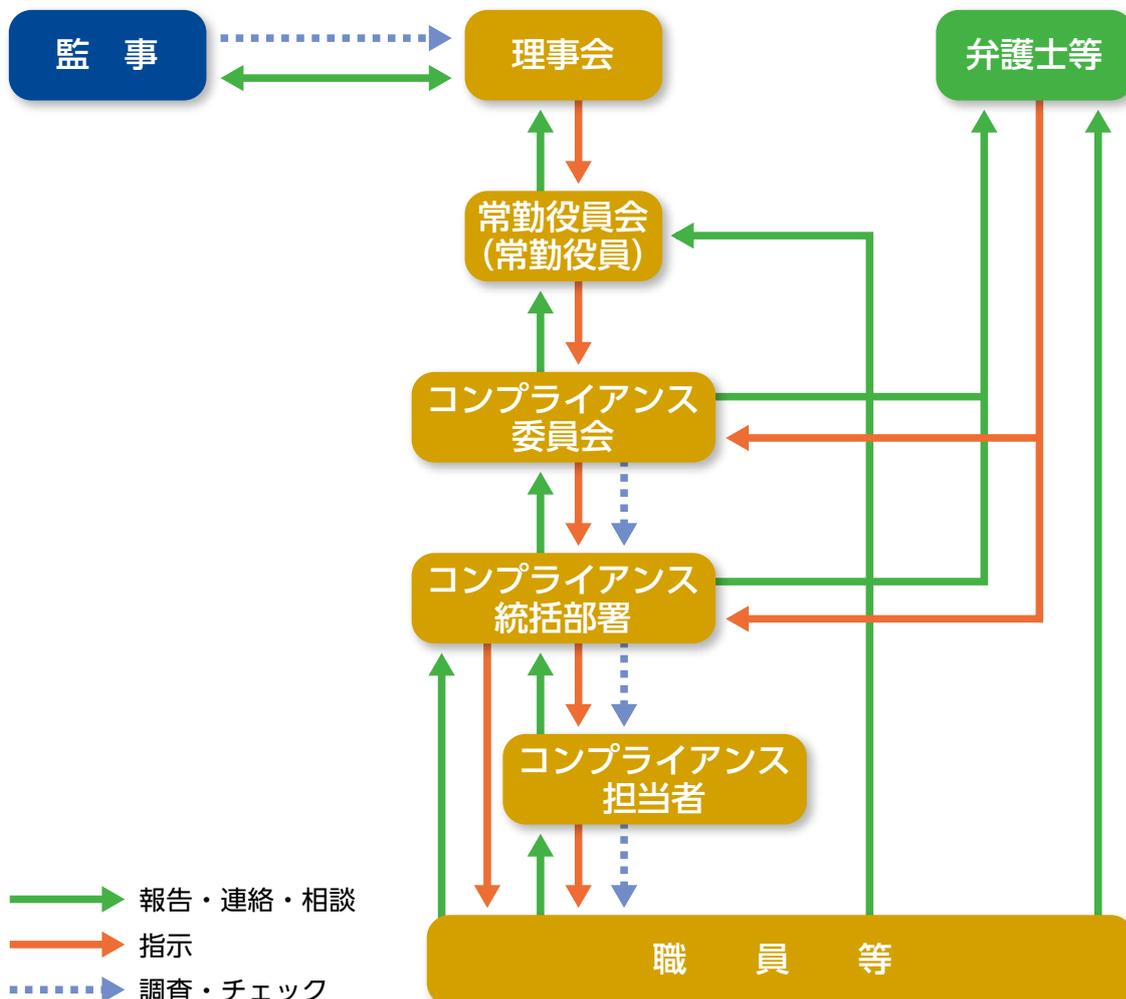
千葉県信用保証協会は、公的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に、積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは「法令等の遵守」と定義付け、①信用保証協会の公共性と社会的責任②質の高い信用保証サービス③法令やルールの厳格な遵守④反社会的勢力との対決⑤地域社会に対する貢献としており、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針とし、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

■ 具体的行動規範

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1. 法令・ルール等の遵守 | 6. 反社会的勢力(不当要求行為)との対決 |
| 2. 誠実な職務の遂行 | 7. 苦情・トラブルへの対応 |
| 3. 守秘義務の履行 | 8. 職場秩序の維持 |
| 4. 職務上の地位と関係者との付き合い | 9. 違反者の報告 |
| 5. コンプライアンス関連事項への対応 | 10. 懲罰 |

■ コンプライアンス組織体制図



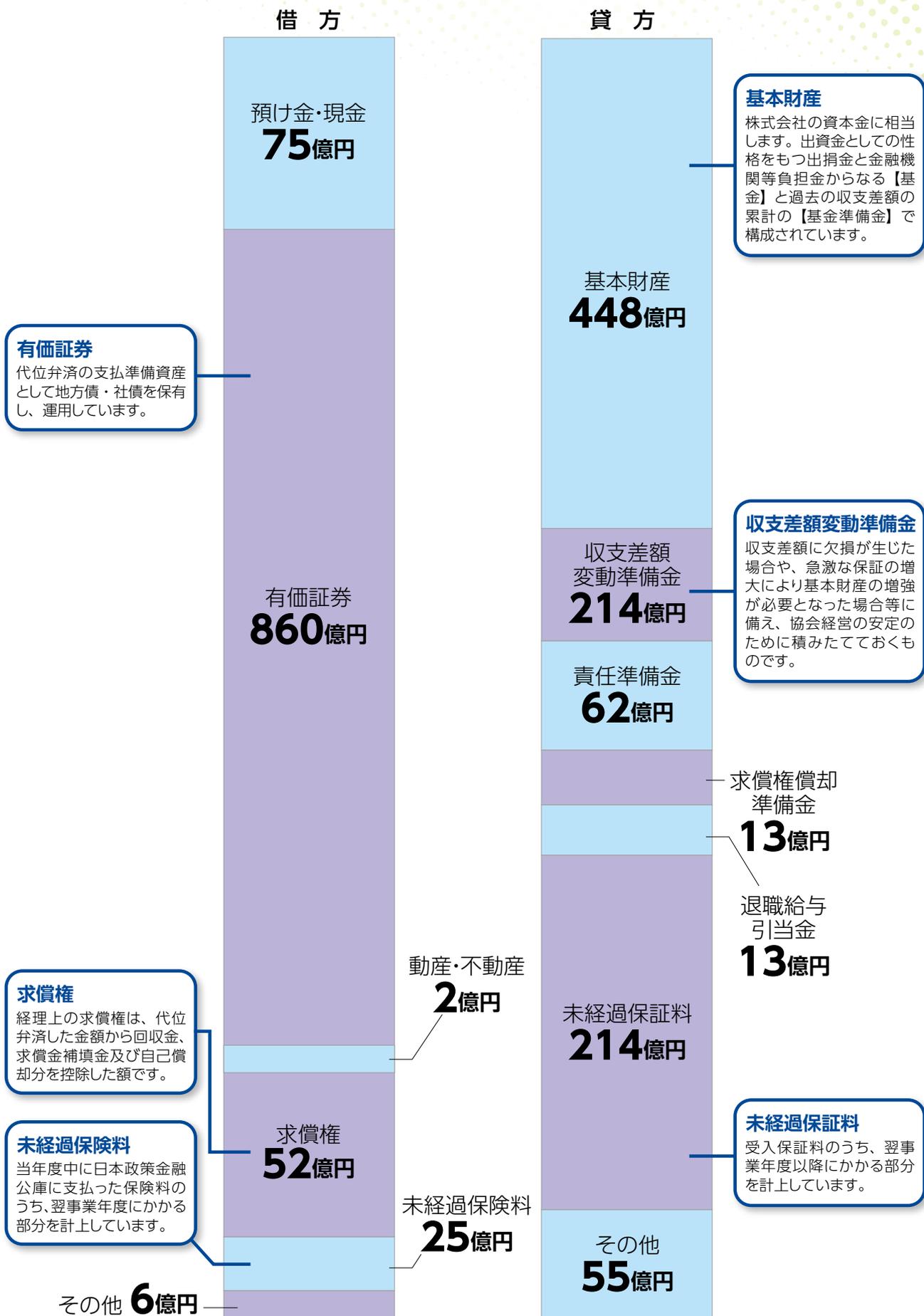
平成28年度決算 貸借対照表

貸借対照表

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	1,017,760	基本財産	44,800,273,965
現金	1,017,760	基金	9,907,635,000
小切手	0	基金準備金	34,892,638,965
預け金	7,495,007,571	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	21,418,823,730
普通預金	1,685,152,229	責任準備金	6,202,843,325
通知預金	0	求償権償却準備金	1,338,631,782
定期預金	5,784,000,000	退職給与引当金	1,291,583,467
郵便貯金	25,855,342	損失補償金	0
金銭信託	0	保証債務	1,017,258,658,993
有価証券	86,018,650,000	求償権補てん金	0
国債	0	保険金	0
地方債	59,604,390,000	損失補償補てん金	0
社債	26,396,110,000	借入金	5,000,000,000
株式	18,150,000	長期借入金	0
受益証券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	4,597,576	短期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
再生ファンド出資	4,597,576	収支差額変動準備金造成資金	5,000,000,000
動産・不動産	191,153,427	雑勘定	21,959,824,622
事業用不動産	65,139,422	仮受金	68,257,690
事業用動産	126,014,005	保険納付金	345,167,018
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	40,325,277
損失補償金見返	0	未経過保証料	21,448,290,856
保証債務見返	1,017,258,658,993	未払保険料	7,395,314
求償権	5,166,502,023	未払費用	50,388,467
譲受債権	0		
雑勘定	3,135,052,534		
仮払金	35,596,489		
保証金	100		
厚生基金	434,832,500		
連合会出資金	0		
連合会勘定	74,056		
未収利息	131,610,898		
未経過保険料	2,532,938,491		
制度改革促進基金造成資金	0		
合計	1,119,270,639,884	合計	1,119,270,639,884

財産目録

資産		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	1,017,760	責任準備金	6,202,843,325
預け金	7,495,007,571	求償権償却準備金	1,338,631,782
金銭信託	0	退職給与引当金	1,291,583,467
有価証券	86,018,650,000	損失補償金	0
その他有価証券	4,597,576	保証債務	1,017,258,658,993
動産・不動産	191,153,427	求償権補てん金	0
損失補償金見返	0	借入金	5,000,000,000
保証債務見返	1,017,258,658,993	雑勘定	21,959,824,622
求償権	5,166,502,023		
譲受債権	0		
雑勘定	3,135,052,534		
合計	1,119,270,639,884	合計	1,053,051,542,189
		正味財産	66,219,097,695



有価証券
代位弁済の支払準備資産として地方債・社債を保有し、運用しています。

基本財産
株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格をもつ出捐金と金融機関等負担金からなる【基金】と過去の収支差額の累計の【基金準備金】で構成されています。

収支差額変動準備金
収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大により基本財産の増強が必要となった場合等に備え、協会経営の安定のために積みたてておくものです。

求償権
経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金、求償金補填金及び自己償却分を控除した額です。

求償権償却準備金
13億円

退職給与引当金
13億円

未経過保険料
当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

未経過保証料
受入保証料のうち、翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。

※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、この表からは除いてあります。

平成28年度決算 収支計算書

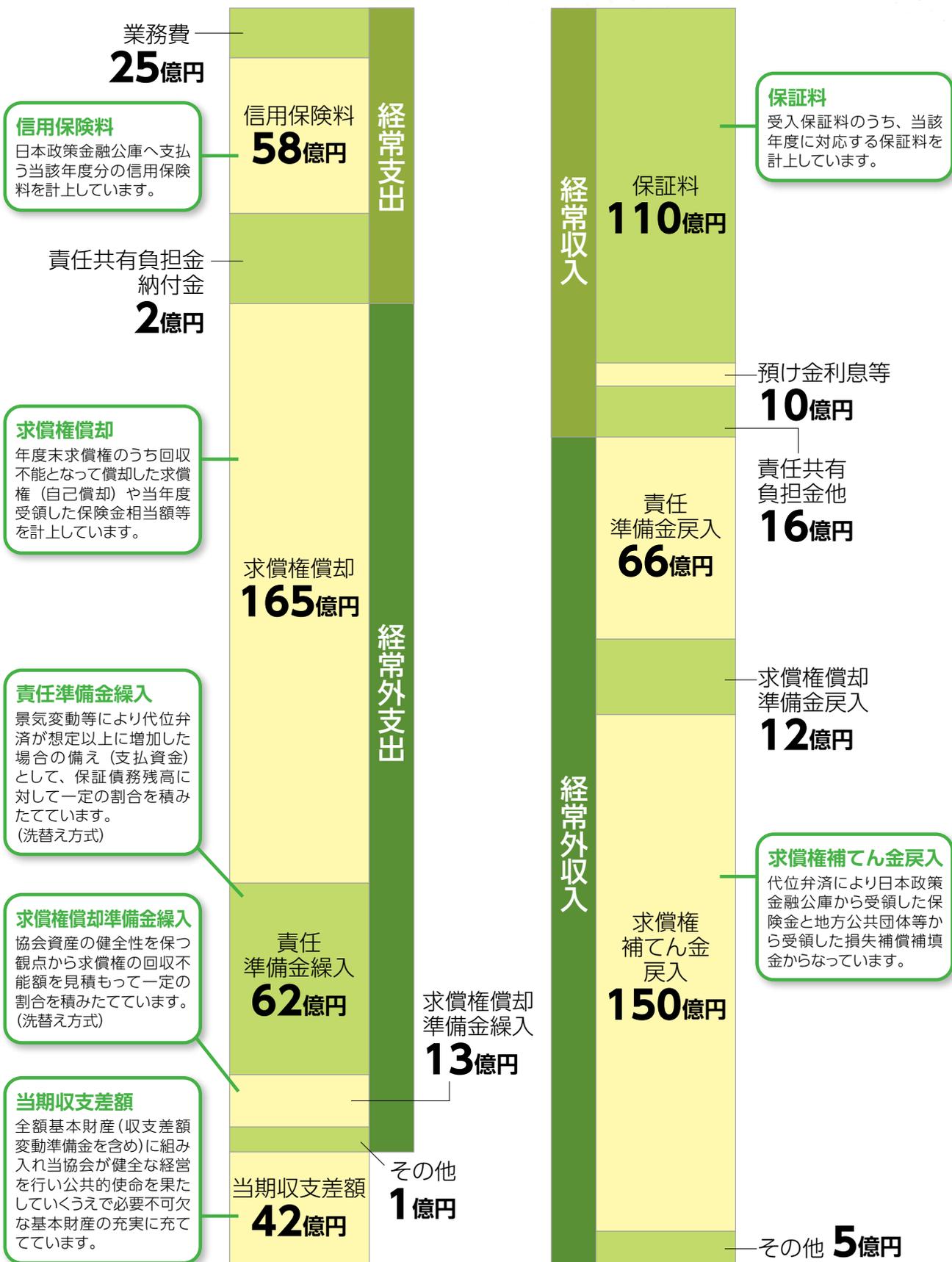
収支計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 単位：円)

支 出		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 支 出		経 常 収 入	
業 務 費	2,547,996,983	保 証 料	11,019,840,238
借 入 金 利 息	0	預 け 金 利 息	2,241,797
信 用 保 険 料	5,825,974,508	有 価 証 券 利 息 配 当 金	843,003,869
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	195,959,409	調 査 料	0
雑 支 出	0	延 滞 保 証 料	131,723
		損 害 金	80,932,337
		事 務 補 助 金	117,674,901
		責 任 共 有 負 担 金	1,468,362,000
		雑 収 入	82,733,492
小 計	8,569,930,900	小 計	13,614,920,357
経 常 収 支 差 額	5,044,989,457		
経 常 外 支 出		経 常 外 収 入	
求 償 権 償 却	16,535,336,323	償 却 求 償 権 回 収 金	500,705,217
讓 受 債 権 償 却	0	責 任 準 備 金 戻 入	6,586,702,388
有 価 証 券 償 却	0	求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	1,182,061,964
雑 勘 定 償 却	53,758,022	求 償 権 補 て ん 金 戻 入	14,980,762,354
退 職 金	4,284,912	補 助 金	0
責 任 準 備 金 繰 入	6,202,843,325	そ の 他 収 入	29,608
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	1,338,631,782		
そ の 他 支 出	11,538		
小 計	24,134,865,902	小 計	23,250,261,531
経 常 外 収 支 差 額	△ 884,604,371		
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	0		
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0		
当 期 収 支 差 額	4,160,385,086		
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	2,080,000,000		
基 本 財 産 繰 入 額	2,080,385,086		

支出

収入



信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う当該年度分の信用保険料を計上しています。

求償権償却

年度末求償権のうち回収不能となって償却した求償権（自己償却）や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え（支払資金）として、保証債務残高に対して一定の割合を積みたてています。（洗替え方式）

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積みたてています。（洗替え方式）

当期収支差額

全額基本財産（収支差額変動準備金を含め）に組み入れ当協会が健全な経営を行い公共的使命を果たしていくうえで必要不可欠な基本財産の充実に充てています。

保証料

受入保証料のうち、当該年度に対応する保証料を計上しています。

求償権補てん金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償補填金からなっています。

基本財産

基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の60倍（定款倍率）となっています。このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

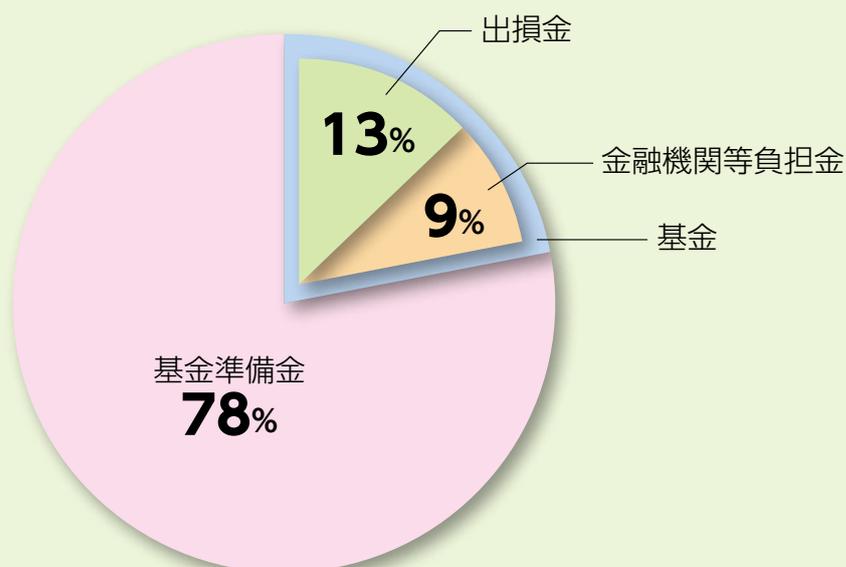
基本財産の構成

基本財産は①基金②基金準備金で構成されています。

- ①基金は、県・市町村からの拠出である出捐金と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳

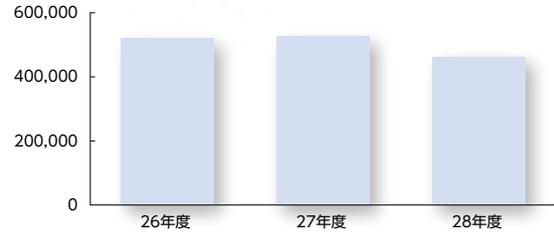
基本財産 448億円	
①基金	99億 7百万円
出捐金	57億 39百万円
金融機関等負担金	41億 68百万円
②基金準備金	348億 93百万円



信用保証の動向

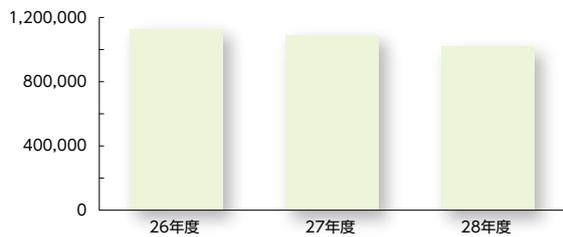
(単位：百万円、%)

年度	保証承諾		
	件数	金額	前年度比
26年度	40,793	522,974	105.1
27年度	40,327	525,169	100.4
28年度	36,323	483,770	92.1



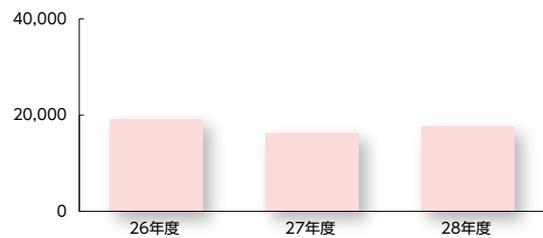
(単位：百万円、%)

年度	保証債務残高		
	件数	金額	前年度比
26年度	109,350	1,119,093	97.8
27年度	107,977	1,084,053	96.9
28年度	102,366	1,017,259	93.8



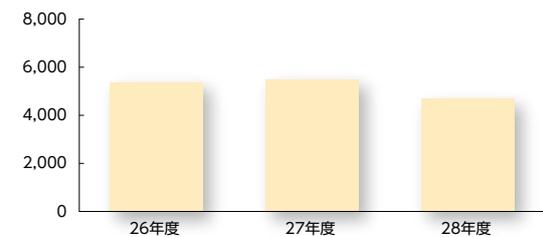
(単位：百万円、%)

年度	代位弁済		
	件数	金額	前年度比
26年度	1,710	19,050	70.3
27年度	1,592	17,542	92.1
28年度	1,562	18,082	103.1

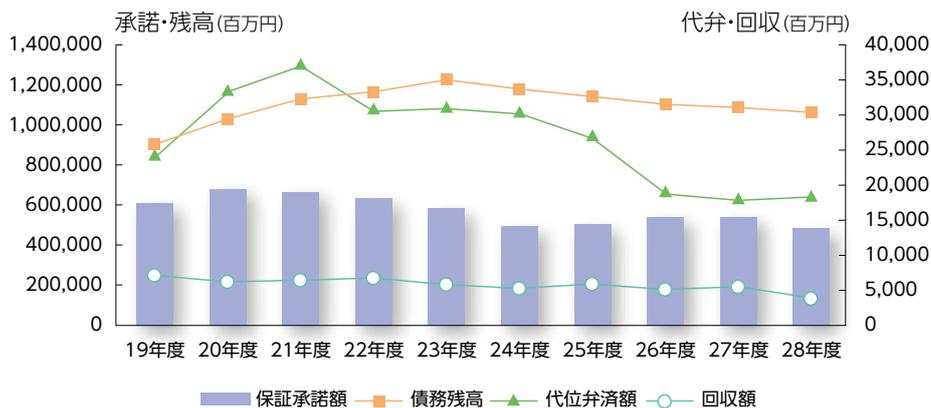


(単位：百万円、%)

年度	回収額		
	件数	金額	前年度比
26年度	472	5,382	87.4
27年度	398	5,460	101.4
28年度	363	4,727	86.6



最近10年の動き



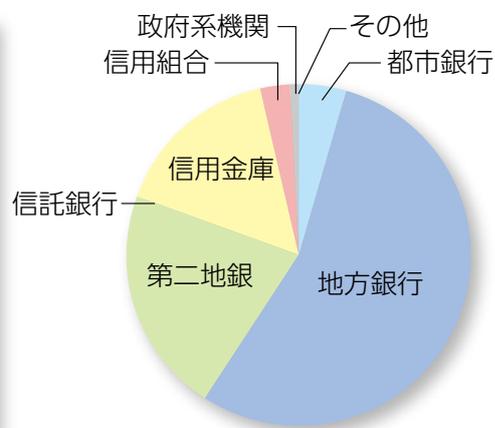
信用保証の動向

平成28年度事業概況

金融機関別保証承諾

(単位：百万円、%)

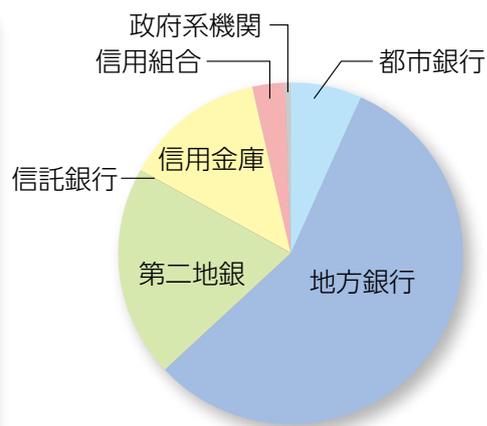
区分	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	879	22,395	4.6	76.3
地方銀行	16,729	264,017	54.6	89.6
第二地銀	7,163	103,578	21.4	92.9
信託銀行	0	0	0.0	0.0
信用金庫	9,786	77,376	16.0	105.7
信用組合	1,633	13,268	2.7	96.5
政府系機関	133	3,136	0.6	112.7
その他	0	0	0.0	0.0
合計	36,323	483,770	100.0	92.1



金融機関別保証債務残高

(単位：百万円、%)

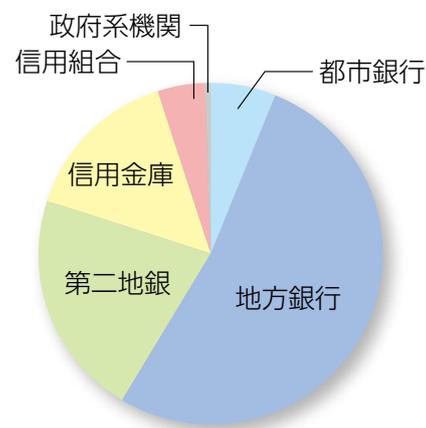
区分	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	4,581	68,867	6.8	88.1
地方銀行	49,434	573,865	56.4	92.9
第二地銀	19,891	203,295	20.0	96.2
信託銀行	2	52	0.0	80.3
信用金庫	22,832	136,617	13.4	97.2
信用組合	5,241	29,373	2.9	94.7
政府系機関	385	5,189	0.5	106.3
その他	-	-	-	-
合計	102,366	1,017,259	100.0	93.8



金融機関別代位弁済

(単位：百万円、%)

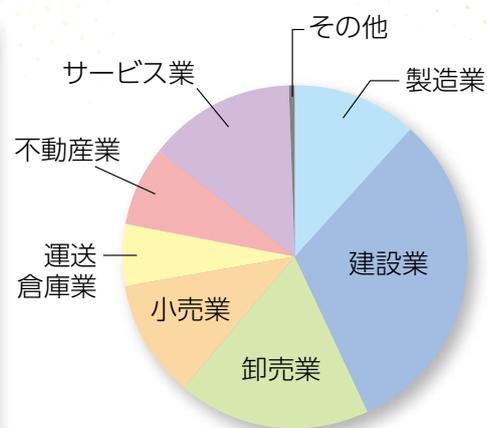
区分	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	90	1,119	6.2	57.5
地方銀行	701	9,481	52.4	95.4
第二地銀	322	3,872	21.4	139.4
信託銀行	0	0	-	-
信用金庫	348	2,715	15.0	115.5
信用組合	92	833	4.6	173.8
政府系機関	9	62	0.3	115.1
その他	0	0	-	-
合計	1,562	18,082	100.0	103.1



業種別保証承諾

(単位：百万円、%)

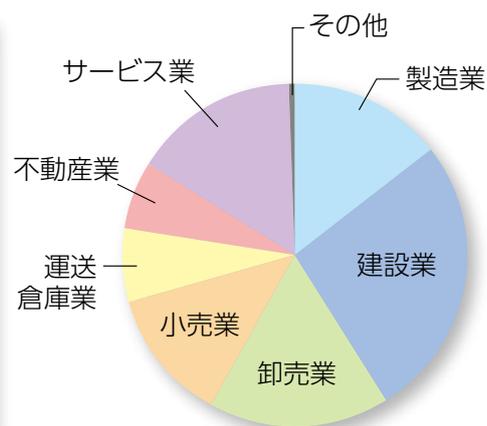
区分	件数	金額	構成比	前年度比
製造業	3,753	56,908	11.8	87.0
建設業	12,202	151,861	31.4	92.1
卸売業	5,362	87,578	18.1	89.9
小売業	5,090	53,500	11.1	93.4
運送倉庫業	1,651	27,906	5.8	98.0
不動産業	2,349	37,081	7.7	94.6
サービス業	5,696	66,907	13.8	94.9
その他	220	2,030	0.4	103.6
合計	36,323	483,770	100.0	92.1



業種別保証債務残高

(単位：百万円、%)

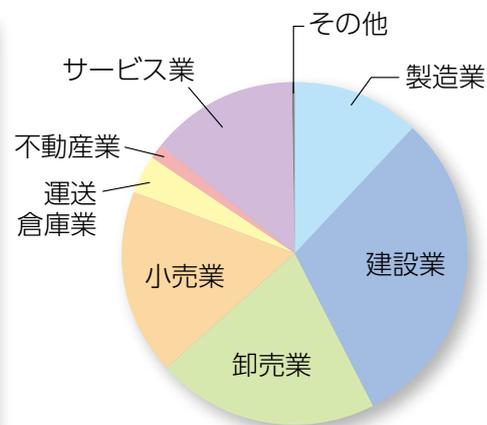
区分	件数	金額	構成比	前年度比
製造業	11,933	147,431	14.5	91.2
建設業	29,337	272,228	26.8	93.9
卸売業	13,612	171,643	16.9	93.6
小売業	16,553	129,248	12.7	94.3
運送倉庫業	5,472	68,524	6.7	93.9
不動産業	6,158	64,380	6.3	93.9
サービス業	18,755	160,379	15.8	96.0
その他	546	3,427	0.3	99.6
合計	102,366	1,017,259	100.0	93.8



業種別代位弁済

(単位：百万円、%)

区分	件数	金額	構成比	前年度比
製造業	167	2,179	12.0	84.7
建設業	479	5,535	30.6	117.2
卸売業	274	3,743	20.7	85.3
小売業	312	3,180	17.6	109.3
運送倉庫業	51	661	3.7	68.9
不動産業	18	227	1.3	61.6
サービス業	255	2,516	13.9	162.6
その他	6	41	0.2	55.5
合計	1,562	18,082	100.0	103.1



平成28年度事業概況

市町村別状況

(単位：百万円、%)

市町村	保証承諾			保証債務残高		代位弁済	
	件数	金額	前年度比	件数	金額	件数	金額
千葉市	6,262	98,645	90.7	18,092	207,958	263	3,132
銚子市	842	9,701	93.9	2,270	21,222	29	336
市川市	2,159	29,790	90.8	6,543	66,360	83	722
船橋市	2,698	40,847	92.3	7,897	85,050	143	1,614
館山市	366	3,313	103.4	1,024	7,227	3	17
木更津市	1,085	14,637	98.1	2,957	30,105	35	409
松戸市	2,255	28,331	89.4	6,077	59,867	115	1,461
野田市	1,101	14,694	99.2	3,013	30,648	55	771
茂原市	589	7,551	118.7	1,709	15,375	32	333
成田市	910	12,236	85.8	2,820	26,584	25	482
佐倉市	752	9,955	91.3	2,249	21,834	49	473
東金市	438	5,876	112.9	1,239	11,893	30	514
旭市	670	6,779	80.5	1,729	13,275	44	670
習志野市	746	10,276	93.0	2,015	18,731	32	301
柏市	2,318	31,428	94.9	6,119	62,885	140	2,061
勝浦市	187	1,974	118.8	492	4,099	2	6
市原市	1,959	25,634	90.0	5,653	55,454	39	375
流山市	758	8,412	78.7	2,007	18,956	44	571
八千代市	862	12,634	85.1	2,635	28,238	30	324
我孫子市	452	4,681	104.6	1,311	10,232	15	122
鴨川市	331	2,726	88.1	895	7,194	16	59
鎌ヶ谷市	461	5,633	79.3	1,350	12,938	26	276
君津市	467	5,264	85.7	1,606	13,890	21	182
富津市	342	3,471	91.2	1,029	7,943	22	143
浦安市	736	11,251	102.7	2,265	22,657	29	202
四街道市	474	6,515	89.4	1,235	13,161	21	181
袖ヶ浦市	419	5,432	89.8	1,019	10,275	17	78
八街市	645	7,947	86.8	1,662	17,380	10	174
印西市	429	5,478	101.6	1,064	10,221	25	202
白井市	359	6,365	110.3	1,016	11,790	31	472
富里市	336	3,733	75.2	979	8,542	22	201
南房総市	303	2,287	84.3	837	6,021	2	11
匝瑳市	368	4,870	101.0	1,047	9,325	14	87
香取市	738	7,577	93.9	1,930	16,090	14	121
山武市	327	3,407	97.4	904	7,146		
いすみ市	341	3,140	88.0	895	5,771	22	188
大網白里市	227	2,703	101.2	566	4,953	8	74
小計	34,712	465,195	92.1	98,150	981,287	1,508	17,344

(単位：百万円、%)

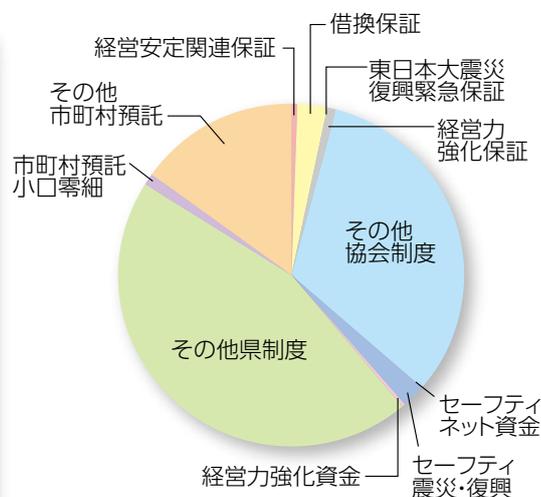
市町村	保証承諾			保証債務残高		代位弁済	
	件数	金額	前年度比	件数	金額	件数	金額
印旛郡 酒々井町	82	1,289	105.5	217	2,188	8	34
印旛郡 栄町	104	1,578	102.5	281	2,542	3	9
香取郡 神崎町	34	192	78.0	120	619	3	6
香取郡 多古町	184	2,078	108.9	452	4,072	1	63
香取郡 東庄町	138	930	74.8	380	2,438	1	0
山武郡 九十九里町	187	1,725	82.8	417	2,703	14	212
山武郡 芝山町	95	1,731	104.1	238	3,220	9	212
山武郡 横芝光町	177	2,412	85.6	545	5,041		
長生郡 一宮町	107	1,414	132.6	246	2,098		
長生郡 睦沢町	18	195	64.9	62	442		
長生郡 長生村	55	857	77.5	172	1,732		
長生郡 白子町	88	1,381	104.0	242	2,302	4	64
長生郡 長柄町	19	189	43.3	113	1,120	3	51
長生郡 長南町	48	405	111.4	120	1,043		
夷隅郡 大多喜町	112	722	70.9	237	1,733		
夷隅郡 御宿町	61	662	92.4	146	1,048	5	26
安房郡 鋸南町	102	814	109.3	228	1,630	3	62
小計	1,611	18,575	93.8	4,216	35,971	54	738
合計	36,323	483,770	92.1	102,366	1,017,259	1,562	18,082

平成28年度事業概況

制度別保証承諾

(単位：百万円、%)

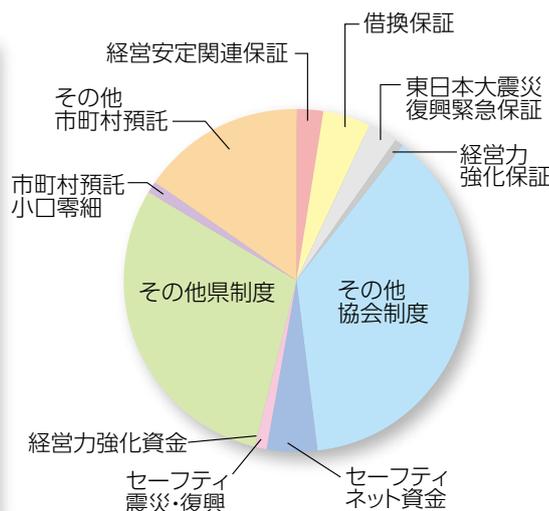
区分	件数	金額	前年度比
協会制度	6,271	184,098	99.7
経営安定関連保証	72	3,191	62.2
借換保証	384	13,616	104.8
東日本大震災復興緊急保証	8	346	157.3
経営力強化保証	97	4,564	189.6
その他協会制度	5,710	162,381	-
県制度	24,933	238,370	91.5
セーフティネット資金	420	10,723	82.3
セーフティ震災・復興	39	1,020	53.0
経営力強化資金	5	108	73.0
その他県制度	24,469	226,519	-
市町村預託	5,119	61,302	76.6
市町村預託小口零細	1,113	4,583	93.1
その他市町村預託	4,006	56,719	-
合計	36,323	483,770	92.1



制度別保証債務残高

(単位：百万円、%)

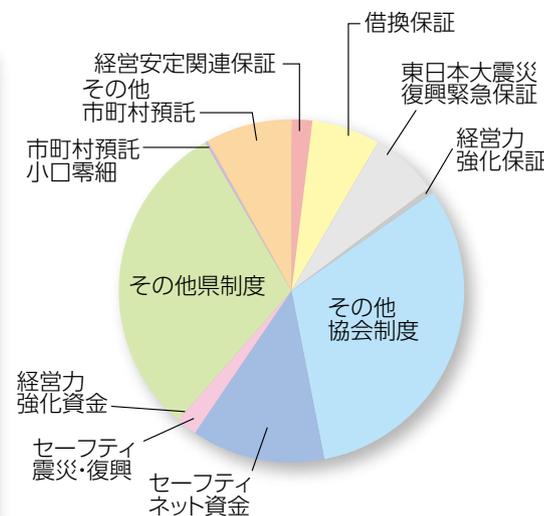
区分	件数	金額	前年度比
協会制度	28,187	490,383	95.1
経営安定関連保証	1,233	26,388	82.2
借換保証	1,888	46,172	103.6
東日本大震災復興緊急保証	1,916	28,444	74.0
経営力強化保証	235	8,288	136.9
その他協会制度	22,915	381,092	-
県制度	50,988	361,318	93.0
セーフティネット資金	5,344	48,623	75.5
セーフティ震災・復興	1,915	11,432	60.2
経営力強化資金	21	353	-
その他県制度	43,708	300,910	-
市町村預託	23,191	165,558	91.9
市町村預託小口零細	4,482	10,192	99.0
その他市町村預託	18,709	155,366	-
合計	102,366	1,017,259	93.8



制度別代位弁済

(単位：百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比
協会制度	488	8,519	94.0
経営安定関連保証	30	396	59.5
借換保証	49	1,116	165.1
東日本大震災復興緊急保証	54	1,190	151.0
経営力強化保証	2	72	1,111.5
その他協会制度	353	5,745	-
県制度	907	8,061	111.3
セーフティネット資金	165	2,244	101.3
セーフティ震災・復興	34	349	60.4
経営力強化資金	0	0	-
その他県制度	708	5,468	-
市町村預託	167	1,502	121.4
市町村預託小口零細	28	61	94.2
その他市町村預託	139	1,442	-
合計	1,562	18,082	103.1



※本ディスクロージャー誌の統計資料の個々の金額は、四捨五入し百万円単位にしたものです。そのため、個々の金額と合計値が一致しない場合があります。

経営支援・再生支援の取組み

経営支援・再生支援の取組み

当協会では、平成25年度より企業サポート室を設置し、創業支援、期中支援、事業再生支援を中心に、中小企業者のよきパートナーとして積極的に経営支援に取り組んでおります。

平成27年10月1日には、海外展開サポートデスク、事業承継サポートデスクを設置し、専任担当者による経営相談、資金調達相談等への取組みを開始しました。

創業サポートチームの取組み

創業サポートチームでは、創業を予定されているお客様の経営相談、法人設立・個人開業後間もないお客様の保証審査、保証承諾以降のフォローアップを行い、創業期のお客様へのトータルサポートに取り組んでおります。

創業関連・創業等関連保証の保証承諾実績

年度	保証承諾件数	保証承諾金額
平成28年度	599件	3,428百万円

創業セミナー・創業スクールの開催

当協会主催の創業セミナー・創業スクールは、創業に必要なノウハウ等を学んでいただくために、創業予定・創業後間もないお客様を対象として開催しております。

平成28年度の創業セミナー

テーマ	開催日	のべ参加者
基本の創業セミナー	平成28年6月11日、12月10日	55名
販売促進で新規顧客を獲得セミナー	平成28年6月11日、12月10日	68名
ネットで販売促進セミナー	平成28年6月11日、12月10日	65名
創業時のお金の管理セミナー	平成28年6月18日、12月17日	55名
組織化で会社を大きく 従業員活性化セミナー	平成28年6月18日、12月17日	47名
飲食店開業の成功法則セミナー	平成28年6月18日、12月17日	55名

平成28年度の創業スクール

テーマ	開催日	のべ参加者
上期創業スクール	平成28年7月16日、23日、30日、 8月6日計4回のカリキュラム	84名
下期創業スクール	平成29年1月14日、21日、28日、 2月4日計4回のカリキュラム	123名



▲創業セミナーの様子



▲創業スクールの様子

経営支援・再生支援の取組み

経営サポートチームの取組み

経営サポートチームでは、中小企業診断士等の専門家を活用する経営改善計画策定支援や経営課題へのワンポイントアドバイス、「経営力強化保証」や「事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）」等信用保証を通じての資金繰り支援、お客様・金融機関等の関係者が一堂に会し、意見交換を行うことで迅速な経営改善を図ることを目的とした「経営サポート会議」の事務局の運営など、経営支援の円滑化に取組んでおります。

また、県内中小企業者に対する経営支援策や再生事例等の情報共有を行い、オール千葉で経営支援に取り組み、地域経済の活性化に寄与することを目的とした「千葉県中小企業支援ネットワーク会議」の事務局としても活動しております。

中小企業診断士等専門家派遣の実績

年度	専門家派遣	うち経営改善計画策定支援	うち経営課題へのワンポイントアドバイス
平成28年度	57件	48件	9件

経営力強化保証・事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）の保証承諾実績

制度名	保証承諾件数	保証承諾金額
経営力強化保証	102件	4,672百万円
事業再生計画実施関連保証	136件	4,323百万円

経営サポート会議の開催企業数

年度	開催企業数
平成28年度	114企業

平成28年度千葉県中小企業支援ネットワーク会議の開催実績

第9回千葉県中小企業支援ネットワーク会議	平成28年7月19日開催
第10回千葉県中小企業支援ネットワーク会議	平成29年2月28日開催



▲ネットワーク会議の様子

千葉県中小企業支援ネットワーク会議

千葉県中小企業支援ネットワーク会議

事務局：千葉県信用保証協会

- ライフステージに応じた経営支援目線の共有
- 地域経済活性化支援のスキル向上

(幹事)

- ・ 中小企業再生支援協議会
- ・ 千葉県
- ・ 千葉県信用保証協会

金融機関
15機関

経営支援機関
10機関

関東経済産業局

関東財務局

オブザーバー
地域経済活性化
支援機構

【千葉県中小企業支援ネットワーク会議 構成機関】 (全31機関※)

千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、千葉信用金庫、銚子信用金庫、東京ベイ信用金庫、館山信用金庫、佐原信用金庫、房総信用組合、銚子商工信用組合、君津信用組合、日本政策金融公庫千葉支店（農林水産事業・中小企業事業・国民生活事業）、商工組合中央金庫千葉支店、千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会、千葉県中小企業団体中央会、千葉県弁護士会、日本公認会計士協会千葉会、千葉県税理士会、千葉県中小企業診断士協会、千葉県産業振興センター、関東経済産業局、関東財務局千葉財務事務所、千葉県経営改善支援センター、千葉県事業引継ぎ支援センター、千葉県中小企業再生支援協議会、千葉県、地域経済活性化支援機構、千葉県信用保証協会

※平成29年7月1日現在 順不同

再生サポートチームの取組み

再生サポートチームでは、中小企業再生支援協議会等の支援機関や金融機関の再生支援部署と連携して、経営環境の変化等により大幅な業績悪化に陥ってしまい、経営の再建を図るお客様への事業再生支援に積極的に取り組んでおります。

中小企業再生支援協議会等が策定支援した事業再生計画に基づき、事業再生の促進を図るべく、「求償権消滅保証」、「求償権放棄」、「求償権の不等価譲渡」、「DDS」等、多様な再生手法を活用し、お客様の経営再建を支援しております。

平成28年度は、求償権消滅保証等の新規保証支援を11件、587百万円実施しました。また、「DDS」・「求償権の不等価譲渡」・「求償権の放棄」等の抜本的な支援策による再生支援を、14企業に対して積極的に取り組みました。

■ 経営支援強化促進事業の取組み

当協会では、国による「信用保証協会中小・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用した経営支援強化を目的に、平成27年4月1日に「企業サポート室再生サポートチーム特別支援グループ」、平成28年4月1日に「企業サポート室創業サポートチーム訪問支援グループ」を設置しました。

同事業は、経営の安定に支障が生じ、条件変更を繰り返す中小企業・小規模事業者などの経営改善を促進するため、地域金融機関等と連携した保証先中小企業者等に対する経営支援の取組を一層強化するものです。

平成28年度実績

	企業訪問件数	専門家派遣件数	計画策定支援
訪問支援グループ	398件	38件	6件
特別支援グループ	614件	241件	13件

支援内容

① 支援対象先への訪問

特別支援グループおよび訪問支援グループ職員が、支援対象先に直接訪問のうえ現況や経営課題等をヒアリングします。

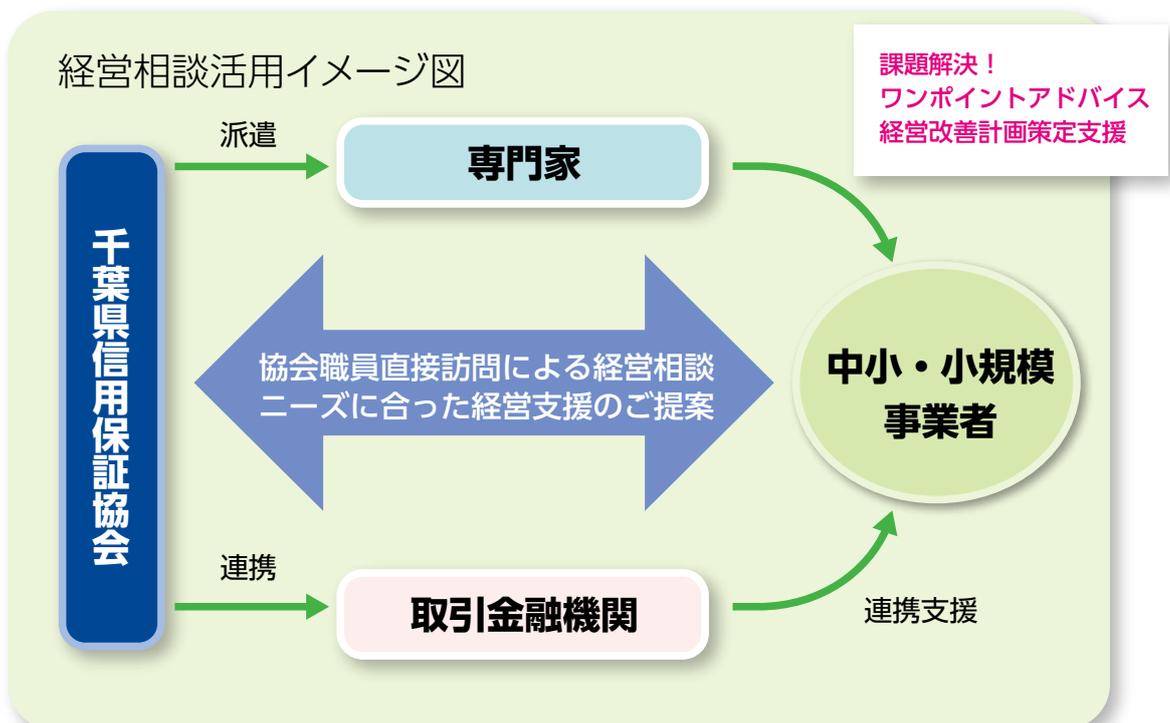
② 専門家派遣を活用した経営支援

訪問のうえ、支援対象先より希望があれば、中小企業診断士等の専門家派遣を活用して、ワンポイントアドバイスや経営改善計画策定支援を行います。

③ 借換保証の提案

支援対象先の返済状況等を鑑み、取扱い金融機関と協議のうえ、借換保証の提案を行います。

経営相談活用イメージ図



平成28年度 トピックス

● 平成28年4月 訪問支援グループの設置について

「平成28年度信用保証協会中小企業者・小規模事業者経営支援強化促進補助事業」を活用し、創業間もない企業へ経営安定のための支援策として、企業サポート室創業サポートチーム訪問支援グループを設置しました。訪問支援グループ職員が創業サポートチームにて保証承諾した企業へ訪問し、経営相談を行い、希望により専門家派遣等の支援を行っています。

● 平成28年6月 「優良店舗感謝状贈呈式」の開催について

前年度に信用保証制度の積極的な活用をはかり、中小企業金融の円滑化に多大なご協力を頂いた金融機関に対して優良店舗感謝状贈呈式を行いました。

平成27年度の優良店舗は、過去最多となる15金融機関95店舗が選出されました。



● 平成28年7月 経営力向上関連保証の創設について

平成28年7月1日より中小企業等経営強化法が施行されたことに伴い、経営力向上関連保証を創設しました。

保証対象者	主務大臣より経営力向上計画の認定を受けた中小企業者
対象資金	経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち、新事業活動の実施に必要な資金
保証限度額	2億8,000万円（別枠）
保証期間	原則として運転5年、設備7年（据置期間1年）

● 平成28年10月 中小企業再生支援全国本部からの感謝状の贈呈について

当協会が平成24年度から平成27年度において中小企業再生支援協議会事業に貢献したことが評価され、中小企業再生支援全国本部から感謝状が贈呈されました。

平成28年10月17日
 中小企業再生支援全国本部
 統括プロジェクトマネージャー
 藤原 敬三様(写真右)が来協され
 感謝状が贈呈されました。



● 平成28年10月 暴力団追放運動功労表彰について 感謝状の贈呈について

千葉県暴力団排除条例施行5周年に当たり、これまでの当協会における暴力団排除活動が評価され、関東管区警察局長および関東管内暴力追放運動推進センター連絡協議会会長の連名による表彰を受けました。

平成28年10月27日
 千葉県教育会館で開催された
 「暴力団追放県民の集い」において
 森田県警本部長から表彰されました。



平成28年度 トピックス

● 平成28年11月 デジタルサイネージ(電子看板)を活用した動画広告について

広報活動の一環として、JR海浜幕張駅およびJR稲毛駅改札口に設置されているデジタルサイネージ(電子看板)を活用した動画広告を放映しました。

放映期間 JR海浜幕張駅 平成28年11月～平成29年1月
JR 稲 毛 駅 平成28年11月～平成28年12月

● 平成28年11月 LINE@による情報発信について

広報活動の一環として、全国の信用保証協会ではじめてLINE@のアカウントを取得しました。ホームページ上でお知らせをしている情報を中心に、中小企業・金融機関担当者向けに役立つ情報の発信を行っております。



● 平成28年11月 金融機関合同信用保証業務研修の開催について

11月18日に県内金融機関営業店より53名の方にご参加いただき、「金融機関合同信用保証協会業務研修」を実施しました。本研修は、信用保証制度の活用や地域経済活性化に向けた連携強化を目的に開催したものです。

研修では信用保証制度や当協会の経営支援メニュー等の理解を深めるとともに、同年代の協会職員も参加したグループワークにてコミュニケーションを取っていただきました。



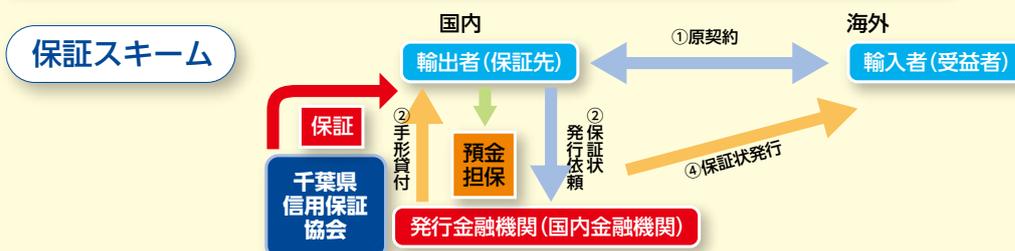
● 平成28年12月 県内8市との創業支援に関する連携について

当協会は、産業競争力強化法に基づく平成28年12月26日付け第10回創業支援事業計画の認定(変更)により、千葉市・市川市・船橋市・松戸市・市原市・八千代市・富津市・袖ヶ浦市の8市の創業支援事業計画において、認定連携創業支援事業者となりました。これにより当協会が実施する「創業スクール」が特定創業支援事業となり、スクールに参加された方は会社設立時の登録免許税が半額になる等の特典を受けることが可能となりました。平成29年度においても連携する市町村を増やし、創業支援の充実に注力してまいります。

● 平成29年3月 L/G輸出パック保証の創設について

人口減少を背景に、今後国内市場の縮小が見込まれるなか、新たな市場開拓に向けた海外進出を目指す県内中小企業・小規模事業者の輸出をサポートすることを目的としたL/G輸出パック保証を、全国の信用保証協会ではじめて創設しました。

対象資金	金融機関が「輸出関連保証」を行うために必要な保証金
保証限度額	2億8,000万円
保証期間	1年以内



平成28年度 経営計画の評価

当協会では、業務に関する経営方針や取り組むべき重点課題を認識し、適切な業務運営を確保するために、年度経営計画を策定しております。また、経営の透明性を向上させ、対外的な説明責任を果たすために、年度経営計画の実施状況に係る内部評価を行い、外部の中立的立場の有識者で構成された外部評価委員会による外部評価を受けましたので、ここにその結果を公表いたします。

事業計画・収支計画・財務計画

- 保証部門では、金利水準の低下に伴う保証料の割高感等、協会を取巻く環境が変化したことから保証承諾、保証債務残高ともに対計画比、対前年実績比で減少となりましたが、顧客のライフステージに応じた支援の充実化や、地域活性化に向けた商品拡充と推進を図ることにより、県内中小企業・小規模事業者に対し、円滑な金融支援が行えたものと評価しています。
- 期中管理部門では、代位弁済が対計画比、対前年実績比で増加となりましたが、引続き落ち着いた水準で推移しています。これは、政府により実施された「中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策」等の効果に加え、企業サポート室による積極的な経営支援を行った結果であるものと評価しています。
- 回収部門では、実際回収が対計画比、対前年実績比で減少となりました。代位弁済が低水準であることや、無担保、第三者保証人が無い債権の増加により、回収環境が厳しい状況にあることが要因と考えられます。回収は協会の収支に与える影響も大きいことから、引続き努力していく必要があると認識しています。
- 年度経営計画に基づき信用保証業務の健全な運営に努めた結果、当期収支差額は41億6千万円となりました。

(単位：百万円、%)

保証～回収業務等	平成28年度計画	平成28年度実績		
	金額	金額	対計画比	対前年実績比
①保証承諾	516,920	483,770	93.6	92.1
②保証債務残高	1,028,460	1,017,259	98.9	93.8
③保証債務平均残高	1,055,293	1,045,211	99.0	95.4
④代位弁済	17,435	18,082	103.7	103.1
⑤実際回収	5,174	4,727	91.4	86.6
⑥当期収支差額	4,131	4,160	100.7	84.5

各部門の重点課題とその内容

【保証部門】

●顧客ニーズの把握

金融機関・商工団体への訪問、金融機関向け説明会の開催により情報交換や連携体制を強化し、事業者の現状把握や顧客ニーズの情報収集等に積極的に取り組みました。

●顧客サービスの充実

審査日数の短縮化への取り組みや、創業セミナー、創業スクールにおける休日開催や開催回数の増加に加え、テーマ別に受講者の自由選択制としたこと等、創業支援において積極的な活動を展開しました。

●コーポレートガバナンスの強化

定期的な内部会議の開催により、協会の経営方針、経営理念等の基本方針を職員全員が理解し、意識の統一を図ることができました。また、ファイリングシステムの適正な運用により、顧客情報管理の徹底を図ることができました。

●地域経済活性化への取り組み

新たな雇用の創出や設備投資などにより、地方創生に取り組む中小企業を支援する保証制度「パワフルちば」を活用し、金融機関と連携した支援を実施しました。

平成28年度 経営計画の評価

【期中管理部門】

●顧客ニーズの把握

当協会が事務局として中小企業支援ネットワーク会議や関係機関との情報交換会議を実施し、経営支援、事業再生、創業支援について円滑な業務運営を実施しました。

●顧客サービスの充実

企業サポート室では企業担当制を敷き、積極的な企業訪問、金融機関訪問を実施したほか、専門家派遣によるワンポイントアドバイスや経営改善計画策定支援、借換えによる資金繰り円滑化等、きめ細かい支援を行いました。

●経営の健全化

適正な保証推進のため、フィードバック研修を実施したほか、専門部署である再生サポートチームにて事業再生支援の積極的な取組みを実施しました。その結果、事業再生への貢献度の高さが評価され、再生支援協議会全国本部から表彰を受けました。

●地域経済活性化への取組み

後継者問題や海外展開の必要性から、事業承継および海外展開サポートデスクの人員を増加させ、相談から金融支援までのワンストップ対応を可能とし、利便性向上ときめ細かい支援を実施しました。

【回収部門】

●顧客サービスの充実

企業再生・経営の健全化を図るため、求償権顧客について再生支援を行うことができました。

●経営の健全化

社内弁護士による法律相談や早期事件申立などにより求償権回収の最大化に努めました。

●経営の効率化

定例会議等を通じてサービスとの連携強化を図り、求償権回収の促進を行いました。

●能力開発・人材育成への取組み

外部講師を招いた研修会や金融機関債権管理部門との合同研修を行い、知識の習得に努めました。

【その他間接部門】

●顧客サービスの充実

金融機関との合同研修会の実施、制度紹介パンフレットの製作、新制度の創設、そして既存制度の見直し等を通じて利便性の向上に努めました。

●地域経済活性化への取組み

地方創生に貢献するための保証制度「パワフルちば」、事業承継保証制度「みらい」等の普及に努めました。

●能力開発・人材開発への取組み

全国信用保証協会連合会等が主催する各種研修会・講習会に積極的に参加し、能力開発・人材育成に取組みました。また、異業種派遣研修として、外部機関への派遣を実施しました。

コンプライアンス体制および運営状況について

●コンプライアンス体制

コンプライアンス体制を組織的、かつ、公正に運営するため、「理事会」「常勤役員会」「検査室」の他に、「担当委員会」「担当部署」および「担当者」を設置・任命し対応しました。

●コンプライアンス運営

活動状況については当初計画通り実施し、年間を通し法令等の遵守に努めました。

総合評価

『経営環境の転換点を自覚し、将来への布石とした年度』

平成28年度は、県内経済が緩やかな回復基調を続けているなか、未だ厳しい経営環境にある県内中小企業・小規模事業者が求める経営支援・金融支援に対して、充実した支援を実施しました。なかでも経営改善が進んでいない企業に対する経営支援や、創業後間もない企業に対しては、支援機関と連携し、きめ細やかな支援を実施しました。また、海外展開、事業承継支援等、地域経済活性化に向けた取組みについても、関係機関との連携強化を図り充実した支援を実施しました。

一方、保証承諾については、金利水準の低下に伴う保証料の割高感等から下期については、前年比、計画比ともに大幅に下回る傾向が見られ、結果として平成28年度の保証承諾額は計画比93.6%、保証債務残高も同98.9%となりました。

保証動向の推移と国の中政審金融WGのとりまとめを受け、将来に向けた問題意識と危機感を役員で共有し、基本理念の実現に向けた行動理念と部門毎のアクションプランを取り纏めました。今後も職員一丸となって鋭意努力し、協会としての社会的使命を果たしていく所存です。

外部評価委員会の意見

1. 業務実績について

【保証部門】

- ・顧客ニーズの把握に向けた金融機関や商工団体への訪問は効果的な情報収集と関係深化の観点から評価できる。
- ・創業セミナーやスクールの開催等の支援活動により、顧客にとって身近な存在となることは重要であり、今後も継続してほしい。

【期中管理部門】

- ・事業再生への貢献度が評価され、関係機関から表彰を受けたことは真摯に取り組んできた成果として評価できる。
- ・事業承継や海外展開等、専門性が問われる分野において、相談機関となることは顧客にとって心強いものであり、意義深い。
- ・代位弁済が増加傾向にあるため、今後の推移に注意する必要がある。

【回収部門】

- ・社内弁護士を活用した法律相談や事件申立て等、求償権回収の最大化に向けた取組みが行なわれているが、回収額が伸び悩んでいることが懸念される。

【その他間接部門】

- ・顧客の声を反映させたパンフレットの製作や制度創設・見直しを実施してきたことは、顧客満足度の向上につながり評価できる。
- ・LINE@や無料情報誌、デジタルサイネージ広告等、認知度向上に向けた広告宣伝活動に創意工夫が見られる。

2. コンプライアンス体制および運営状況について

- ・研修等による知識と意識の向上と真摯な対応を心掛けることで健全経営を目指してほしい。

3. 総括

- ・収支も安定しており、経営の健全性を維持していることは評価できる。
- ・顧客の声を反映させた取組みは、サービス充実の観点からも今後も継続することが大事である。
- ・経営環境の潮目が変わり始めており、今までの業務のやり方を見直す時期を迎えている。
- ・顧客との距離を縮めるために行ってきた経営支援活動を継続し、相談し易い環境を整えることが肝要である。
- ・厳しい経営環境が続くことになるが、目先の目標にとらわれず、堅実に歩むことが重要である。

中期事業計画（平成27年度～29年度）

業務運営方針

千葉県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業・小規模事業者の金融支援・経営支援を積極的に行い、中小企業・小規模事業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、平成27年度から平成29年度までの3カ年度における業務上の方針について、以下に掲げる事項を主要事項として取組んで参ります。

I

顧客満足への追求

中小企業金融の円滑化という保証協会の社会的使命を果たすため、中小企業・小規模事業者の目線に立ち、共に考え、埋もれている信用力や発展性を発掘するとともに、経営改善や事業再生等、中小企業・小規模事業者が求める質の高いサービスの提供や資金ニーズに応えられる体制を構築します。

II

経営基盤の強化

県内中小企業・小規模事業者の多様なニーズに応え発展を支えていくために、職員の能力開発・人材育成に取組み、経営方針の徹底・リスク管理体制の強化を図り、健全で効率的な運営により経営基盤の強化に努めます。

また、信用保険収支の改善については、適正保証の取組みに努め、企業のライフステージに合わせた経営支援を行うことにより代位弁済を抑制するとともに、引続き保証協会債権回収株式会社（サービサー）の有効活用により求償権回収の最大化を図ります。

III

地域・社会への貢献

政府の成長戦略の柱となる「地方創生」に貢献するため、再生支援協議会等の支援機関と連携し、中小企業・小規模事業者のライフステージに合わせたきめ細やかな支援を行い、地域経済の活性化に取組みます。

また、積極的に地域活動に参加・貢献することにより、地域社会との信頼関係を築きます。

県内の経済情勢は、政府の積極的な経済政策の効果により、雇用、所得環境について改善しつつあり、全体として緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動などから不透明感が増しており注視する必要があります。

また、県内経済は、全体としては緩やかな回復基調が続いているものの中小企業・小規模事業者においては、景気回復が実感できるまでに至っていません。また、少子高齢化に伴う人手不足などから中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況にあります。

このような県内経済情勢のなか、当協会は、県内中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化を図り、経営改善・生産性の向上を促進するため、当協会の基本目標であるⅠ. 顧客満足の追求、Ⅱ. 経営基盤の強化、Ⅲ. 地域・社会への貢献の3本柱に沿って「顔の見える協会」を目指し業務を運営して参ります。

Ⅰ. 顧客ニーズの把握

中小企業・小規模事業者の方への訪問やアンケート等を実施すること、および金融機関、関係機関等への訪問や説明会等に積極的に参加することで、当協会に対する要望等を把握し、金融支援、経営支援の充実を図ります。

Ⅱ. 顧客サービスの充実

種保証制度を活用し、多様な資金ニーズへの対応を図るとともに、目利き能力の向上による適正および迅速な保証の推進を図ります。

創業支援については、協会主催の創業セミナー、創業スクールの開催に加え、創業後の訪問によるモニタリングの実施等、創業者に対する創業支援の充実を図ります。

経営改善が必要なお客様には、金融機関、支援機関との連携を図りながら、専門家派遣による経営改善計画等の策定支援を実施します。また、経営サポート会議による個別企業の早期の経営改善や事業再生支援の取組を一層強化します。

Ⅲ. コーポレートガバナンスの強化

コンプライアンス体制の充実を図り、研修、啓発活動の実施により、職員にコンプライアンス意識の周知徹底を図るとともに、内部検査体制の充実強化および事業継続計画（BCP）を含めたリスク管理対策を実施します。

Ⅳ. 経営の健全化

中期事業計画および年度経営計画の達成状況について内部・外部評価を実施し、計画達成に向けた取組みを強化します。適正保証の推進については、「経営者保証に関するガイドライン」を遵守し、システムの有効活用による信用リスク管理の徹底を図ります。

また、早期事故案件の検証と分析を行うことにより目利き審査能力の向上を図ります。反社会的勢力等に対しては、情報の収集と共有を徹底することで排除していくこととします。

V. 地域経済活性化への取組

政府の成長戦略の柱となる「地方創生」に貢献するため、金融機関、県、市町村等、関係機関との連携を強化し、創業期から始まる企業のライフステージにあわせた充実した支援を実施するとともに、

「地方創生」を後押しする保証制度の創設に努めます。

事業承継や海外展開については、専用のサポートデスクを設置し、専任担当者によるきめ細やかな支援を実施するとともに、金融機関、関係機関等と連携し、「オール千葉」体制で充実した支援を実施します。

業務目標

(単位：百万円、%)

項目	金額	前年度比
保証承諾	473,236	97.8
保証債務残高	964,186	94.8
代位弁済	17,869	98.8
回収	4,666	98.7

広報活動

千葉県信用保証協会についてより一層ご理解いただくために、次のような広報活動を行っています。

ポスター・パンフレット

ポスター、パンフレットを作成し、保証の推進や保証制度のご案内を行っています。



▲ポスター



▲パンフレット

ホームページ

当協会のホームページは、当協会の概要、各種保証制度、中小企業支援コーナーなど、さまざまな情報を発信しております。また、各種書式のダウンロード、セミナー・スクール・相談窓口の申込や予約、保証料計算シミュレーション、経営自己診断システムなどもご利用できますので、ご覧の上ご活用ください。



▲トップページ

ホームページアドレス
<http://www.chiba-cgc.or.jp/>

テレビ・ラジオ

地元放送局である千葉テレビ、bayfmにおいて、CMを定期的に放送しております。

交通広告への広告掲載

新たな取組みとして、デジタルサイネージを活用したCM放映や千葉都市モノレールのラッピング車両「マリーンズ号」車内に広告を掲載しております。



▲千葉都市モノレール 車内広告



▲JR海浜幕張駅でのデジタルサイネージ

新聞記事

当協会の動向を報道機関へ情報提供しており、各紙に記事が掲載されています。



▲千葉日報 2016.6.7
「金融機関95店舗を表彰」



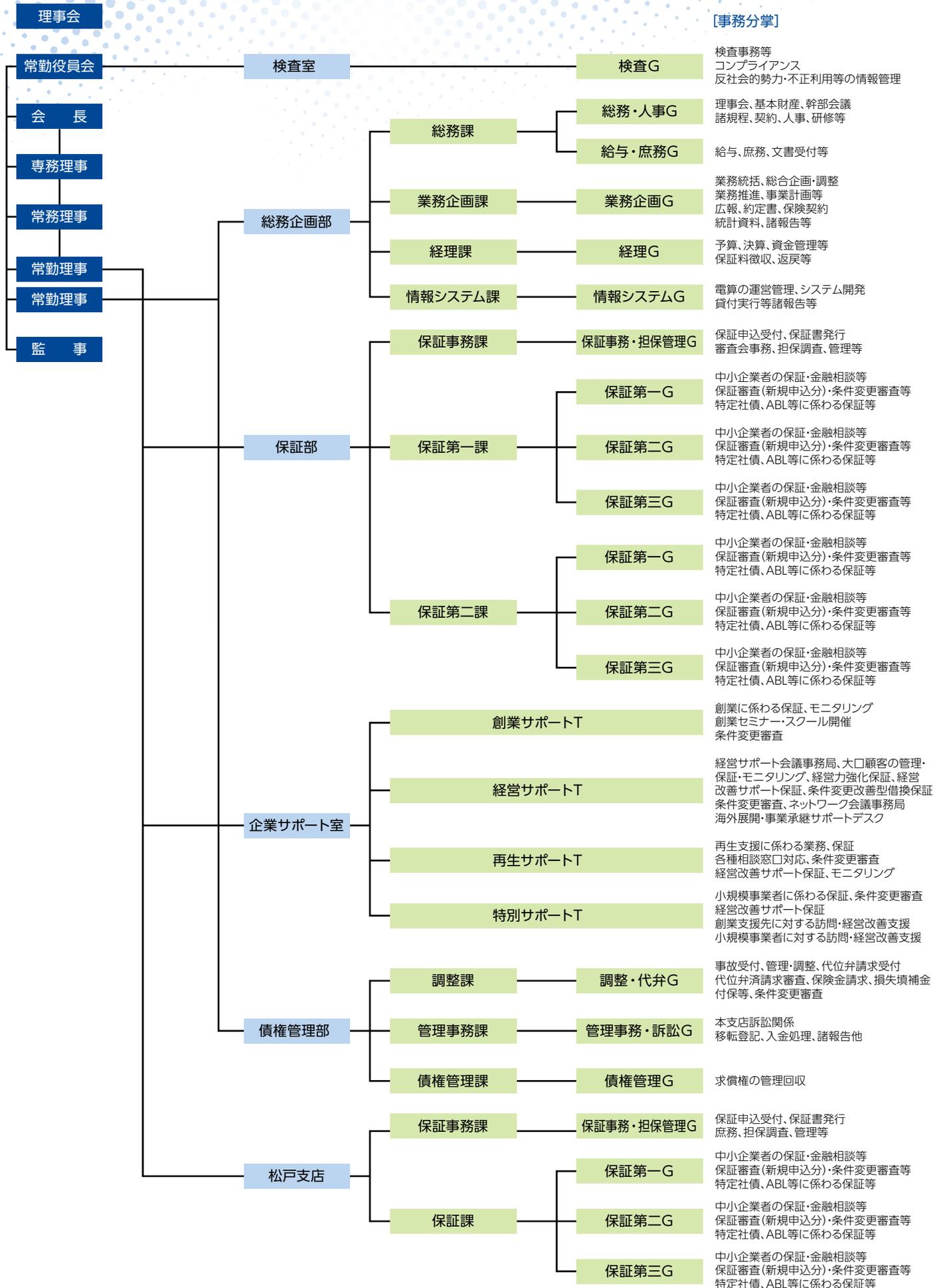
▲千葉日報 2017.2.19
「創業者支援へタッグ」

LINEによる情報発信

LINE@を活用し、中小企業・金融機関の皆さま向けに情報発信を行っています。



平成29年度 機構図



[事務分掌]

役員名	氏名	備考
理事	床並道昭	会長
理事	濱口道夫	専務理事
理事	小林徳康	常務理事
理事	松井裕之	常勤理事
理事	朝生政彦	常勤理事
理事	中村実	千葉県議会議員(総務防災常任委員会委員長)
理事	石井一美	千葉県議会議員(商工労働企業常任委員会委員長)
理事	吉田和彦	千葉県商工労働部長
理事	清水聖士	千葉県市長会会長(鎌ヶ谷市長)
理事	岩田利雄	千葉県町村会会長(東庄町長)
理事	石井俊昭	千葉県商工会議所連合会会長
理事	平栄三	千葉県中小企業団体中央会会長
理事	渡邊吉郎	千葉県産業振興センター理事長
理事	佐久間英利	千葉銀行頭取
理事	青柳俊一	千葉興業銀行頭取
理事	熊谷俊行	京葉銀行頭取
理事	宮澤英男	千葉信用金庫理事長
理事	小海陽	三井住友銀行千葉エリア支店長
理事	中島秀記	商工組合中央金庫千葉支店長
理事	伊東輝侑	千葉県信用組合協会会長
監事	川島宣彦	常勤監事
監事	田口博臣	公認会計士・税理士

(平成29年8月末現在)

協会用語説明

【保証承諾】

中小企業者からの保証申込を保証協会が応諾することを「保証承諾」といいます。

諾否についてはその中小企業者の実態に即して、慎重に判断しています。

【代位弁済】

保証協会が保証している金融機関の貸付金が、中小企業者の倒産などの事故により金融機関への返済が不能となったとき、保証協会が中小企業者に代わり、金融機関に対してその金額（元本と利息）を支払うことを「代位弁済」といいます。

【求償権】

保証協会が中小企業者に代わり金融機関へ代位弁済をしたとき、代位弁済をした範囲内において、本来の債務の弁済を請求できる権利を取得します。この権利を「求償権」といいます。

【責任共有制度】

保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行、融資後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とし平成19年10月に導入されました。

金融機関は、部分保証方式または負担金方式のいずれかを選択することになり、金融機関の負担割合は20%となります。どちらの方式を選択された金融機関を利用する場合でも、保証を利用されるお客様にとって違いはありません。

ただし、政策的色合いの強い保証制度〔経営安定関連保険特例（セーフティネット）1～6号に係る保証、災害関係保険特例に係る保証、創業関連保険特例または創業等関連保険特例に係る保証、特別小口保険に係る保証、小口零細企業保証制度、求償権消滅保証、破綻金融機関等関連特別保証、東日本大震災復興緊急保証〕については、当面の間責任共有の対象外となっております。

【保証料率の弾力化】

平成18年4月から原則として普通保険（一般関係・特定信用状関連特例・経営承継関連特例・中小企業承継事業再生関連特例）、無担保保険（一般関係・経営承継関連特例・中小企業承継事業再生関連特例）、特定社債保険、特定支払契約保険を利用する全ての保証の保証料率が、お客様の経営状況に応じて9カテゴリーに区分されることになりました。このことを「保証料率の弾力化」といいます。

経営内容に応じた保証料を負担いただくことによって、保証利用の機会拡大を図ることを目的としたものです。

弾力化の対象となる保証の保証料率については、中小企業者の直前期決算（申告）で作成した財務諸表等をCRD（Credit Risk Database）協会の信用リスク評価システムに入力して決定されます。

責任共有対象外の制度と責任共有の対象となる制度では保証料率が異なります。中小企業者の経営状況に応じた9カテゴリーに区分（保証料率の弾力化）された保証料率は、以下のとおりとなります。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率%	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50



COMMUNICATION MARK

コミュニケーションマーク

Design

当協会のコミュニケーションマークは、千葉県「CHIBA-KEN」の頭文字「C」と信用保証の英記である「CREDIT GUARANTEE」の「CG」を使いデザイン化しました。一点から始まる3つの曲線は、「中小企業者」「金融機関」「保証協会」が一体となって発展するさまと、無限に広がる可能性をあらわしています。

Color

当協会のコミュニケーションカラーは、海に囲まれた千葉県を象徴する色としての「青」と、県木である榎の木の「緑」をカラーとしました。「青」は、深い色の青とし、底知れない可能性、深い洞察力を持ちたいとの思いから、「緑」は、新緑の緑とし、発展の象徴と革新の気概を持ち続けたいとの思いをあらわしています。



千葉県信用保証協会 総務企画部 業務企画課

〒260-8501 千葉市中央区中央4丁目17番8号(千葉県自治会館)

電話 043-221-8185

HP <http://www.chiba-cgc.or.jp/>

本店 〒260-8501 千葉市中央区中央4丁目17番8号(千葉県自治会館)

2F 保証部	保証事務課	TEL.043-221-8111	FAX.043-221-8423
	保証第一課	TEL.043-221-8111	FAX.043-221-8423
	保証第二課	TEL.043-221-8111	FAX.043-221-8423
4F 企業サポート室	創業サポートチーム	TEL.043-311-5001	FAX.043-221-8424
	経営サポートチーム	TEL.043-311-5002	FAX.043-221-8424
	再生サポートチーム	TEL.043-311-5003	FAX.043-221-8424
	特別サポートチーム	TEL.043-311-5000	FAX.043-221-8424
	海外展開サポートデスク	TEL.043-307-7771	FAX.043-221-8424
	事業継承サポートデスク	TEL.043-307-7772	FAX.043-221-8424
債権管理部	調整課	TEL.043-221-8113	FAX.043-221-8425
	管理事務課	TEL.043-221-8116	FAX.043-221-8425
	債権管理課	TEL.043-221-8115	FAX.043-221-8425
検査室		TEL.043-221-8183	FAX.043-221-8425

5F 総務企画部	総務課	TEL.043-221-8181	FAX.043-221-8421
	業務企画課	TEL.043-221-8185	FAX.043-221-8421
6F	経理課	TEL.043-221-8182	FAX.043-221-8422
	情報システム課	TEL.043-221-8186	FAX.043-221-8422

松戸支店 〒271-0091 松戸市本町7番地10(ちばぎんビル)

4F	保証事務課	TEL.047-365-6010	FAX.047-365-6055
	保証課	TEL.047-365-6010	FAX.047-365-6055

●本店



●松戸支店





中小企業のベストパートナー

千葉県信用保証協会

